

令和 7 年度 着 手
令和 8 年度 第 1 回計画変更

県営土地改良事業計画変更概要書

県営経営体育成基盤整備事業（機構関連）
（区画整理）

県 名 岐 阜 県
地 区 名 柄 石 地区

変更後の柄石地区土地改良事業の概要

1. 計画変更を必要とする理由

本地区の農業基盤の整備状況は、地区半分の農地は未整備で占めているもののそれ以外の農地は昭和62～63年に団体営ほ場整備を実施し、15a整形区画に整備されている。過去のは場整備から約40年経過し、用排水路の著しい老朽化に伴い漏水が顕著で維持管理に多大な労力をかけており、農道は幅が2.5mと狭い路線もあり、大型農業機械の稼働に支障を来している。

このため、本事業で区画拡大、道路・用排水路整備を一体的に行うとともに、農地中間管理機構を通した農地の集積・集約化を進め、農業経営の効率化を目指しているところである。今回事業区域に編入する農地は、地域計画において本地区と同一の担い手が将来の農業を担うものとして位置づけがなされており、対象農地を既計画区域と一体的に整備することによって、営農効率の向上と安定的な農地利用の促進を図るため、地区編入を行う。（第1回変更）

2. 計画変更の内容

(1) 主要工事計画

区 分	変 更 前	変 更 後	増△減	増△減割合
地 区 面 積	6.7 ha	7.2 ha	0.5 ha	7.5 %
受 益 面 積	5.1 ha	5.4 ha	0.3 ha	5.9 %
主 要 工 事 計 画				
道 路 工	0.9 km	1.1 km	0.2 km	22.2 %
用 水 路 工	1.3 km	1.3 km	0.0 km	0.0 %
排 水 路 工	0.4 km	0.4 km	0.0 km	0.0 %
整 地 工	5.1 ha	5.4 ha	0.3 ha	5.9 %
暗 渠 排 水 工	4.4 ha	4.4 ha	0.0 ha	0.0 %
事 業 費	265,000千円	289,000千円	24,000千円	9.1%
工 事 費	215,000千円	224,000千円	9,000千円	4.2%
自 然 増	千円	千円	0 千円	0.0 %
事 業 量	千円	千円	0 千円	0.0 %
工法変更	千円	千円	0 千円	0.0 %
測 試 ・ 他	50,000千円	65,000千円	15,000千円	30.0%
自然増	千円	千円	0千円	0.0%
事業費	千円	千円	0千円	0.0%
工法変更	千円	千円	0千円	0.0%

(1)事業量変更

- ・地区編入による事業実施面積の増

地域計画に基づき、同一担い手による一体的な営農行うため、地区編入を行うことにより、事業実施面積0.5ha、整地工0.3haを編入、道路工0.2kmの増。

(2)工法変更

- ・該当なし

(3)事業費変更

- ・地区編入による事業費の増 9.1%(24,000千円)

(4)工期変更

(11)

- ・令和7年度～令和12年度

令和 7 年度 着手
令和 8 年度 第 1 回計画変更

県営土地改良事業計画概要書

県営経営体育成基盤整備事業（機構関連）

（区画整理）

柄石地区

第1章 目的

本市は、岐阜県の南東部に位置し、東は恵那市、西は御嵩町、土岐市、南は愛知県豊田市、北は八百津町に隣接している。柄石地区の所在である日吉町、明世町は瑞浪市北西部に位置し、土岐市と市境となっている。

本地区の農業基盤の整備状況は地区半分の農地は未整備で占めているもののそれ以外の農地は昭和62～63年に団体営ほ場整備を実施し、15a整形区画に整備されている。過去のは場整備から約40年経過し、用排水路の著しい老朽化に伴い漏水が顕著で維持管理に多大な労力をかけており、農道は幅が2.5mと狭い路線もあり、大型農業機械の稼働に支障を来している。

個人耕作者の高齢化に伴う離農から、不作付による保全管理農地の増加が深刻な状況となっている。耕作条件のよい整備済農地は、担い手が水稻、大豆、にんにくを作付けしているものの、狭小、不整形、隣接道路がない、田越しかんがい（排水）であるといった整備水準が低い農地は、担い手が借受けることに対する阻害要因となっている。これらのことを解消し、区画整理により区画拡大、道路・用排水路整備を一体的に行うとともに、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化を進め、農業経営の効率化を図るものである。

第2章 地域の所在及び現況

1. 地域の所在

地区名	所在		面積(ha)
柄石	瑞浪市	明世町月吉、日吉町地内	(6.7) 7.2

※表中の面積は、瑞浪市都市計画図から図上計測した面積

2. 土質及び土壌

地区名	土質及び土壌	備考
柄石	砂土層床型 壤土マンガン型 礫層土壌 灰褐色土壌	国領統 善通寺統

3. 気象

多治見観測所2023

令和5年	最高気温	39.2℃
令和5年	最低気温	-5.6℃
令和5年	年間降水量	1627.0mm

4. 水利状況

本地区の水源は地区内を貫流する瑞浪市管理の普通河川（常道川、柄石川）であり、地区内の大半の農地はこれらの河川から取水し、河川用水が届かない農地は山地排水を利用しかんがいが行われている。地区内農地等からの最終的な排水先は常道川、柄石川である。

5. 営農状況

農事組合法人日吉機械化営農組合が本地区の1次整備済農地を中心に地区内農地の概ね6分の1を営農し、基幹作物である主食用米、大豆と試験的に導入したにんにくの作付を実施している。

営農組合は50ps級トラクターや4条刈自脱コンバイン等を複数台所有する等精力的に設備投資を行っている。

6. 地域環境の概況

瑞浪市は、岐阜県の南東部に位置し、市の北部には木曽川が流れており、市内の大部分が山林が占め、市街地は瑞浪駅周辺に形成されている。JR中央本線、土岐川、主要道路（国道・主要地方道）沿いにも集落地が点在している。

古代は東山道、中世は鎌倉街道、近世は中山道の宿場町として、東西の政治・経済・文化が流入して栄えた歴史のある地域である。

第3章 基本計画

1. 事業面積

用途	現況 (ha)	計画 (ha)
水田	(5.3)	(4.9)
	5.5	5.1
畑	(0.1)	(0.2)
	0.2	0.3
樹園地	—	—
土地改良施設用地	—	—
道水路	(1.2)	(1.5)
	1.3	1.6
非農用地	(0.1)	(0.1)
	0.2	0.2
計	(6.7)	(6.7)
	7.2	7.2

※表中の面積は、瑞浪市都市計画図から図上計測した面積

2. 土地利用計画

区画拡大、道路拡幅、用排水路の整備により担い手への農地集積を推進し、水稻、大豆を中心として高収益作物であるにんにくの増産に取り組む。

3. 主要工事計画

区分	数量	単位	備考
整地工	(5.1) 5.4	ha	
道路工	(0.9) 1.1	km	
用水路工	1.3	km	
排水路工	0.4	km	
暗渠排水路工	4.4	ha	

4. 工期

(1 1)

令和 7 年度～令和 1 2 年度

5. 環境配慮等

施工時の濁水流出防止及び、水路内に生物の生息が顕著に見受けられる場合、捕獲および採取し、近隣の河川、水路等に避難させる。

第4章 工事又は管理の要領

1. 工事

本工事は県営事業として、一般競争入札等により請負施工する。

2. 管理すべき施設

土地改良施設	数量	単位	構造等	備考
道路工	(0.9) 1.1	km	(未舗装道路B=4m) 未舗装、舗装道路B=4m	
用水路工	1.3	km	ベンチリウム、ソケット付U字溝	
排水路工	0.4	km	U字溝、組立柵渠	
暗渠排水路工	4.4	ha	高密度ポリエチレン管	

3. 管理予定者

県営事業として工事施工し、造成された道路、用水路、排水路は、瑞浪市が管理する。暗渠排水については、瑞浪市指導の下、地元が維持管理を行うものとする。

第5章 換地計画の要領

1. 換地計画樹立の必要性

ほ場整備の実施により大型機械の導入が可能な区画形状・道水路を整備し、近代化農業の推進と労力の節減を図るとともに各農家の農地の集団化等を促進し、又、農事組合法人による高生産性農業を推進し農地の流動化を図るために、換地計画を樹立するものである。

2. 換地計画樹立の基本計画

(1) 従前地の地積の基準

換地区名	地積の基準
柄石	換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。ただし、上記の日から3ヶ月以内に測量士、測量士補又は、土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合には、その申し出のあった地積とする。

(2) 農地集団化の方法

換地区名	地帯別グループ別団地の設定	個人別換地の方法		
		位置の選定方法	一戸当目標団地数	区画畦畔の扱い
柄石	地目別、作物別集団化	換地は、各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定める。	田、畑おおむね1ないし2団地	移動畦畔

(3) 非農用地の換地方針

換地区名	用途	非農用地区域の位置の概略	面積(m ²)	換地手法	取得予定者
柄石	雑種地	おおむね従前どおり	(238) 405	特定用途用地	従前所有者
	山林	おおむね従前どおり	(334) 334	特定用途用地	従前所有者
	原野	おおむね従前どおり	(298) 413	特定用途用地	従前所有者
	(一)宅地	(一)おおむね従前どおり	(一) 342	(一)特定用途用地	(一)従前所有者

※表中の面積は、登記簿面積

(4) 土地評価及び清算の方法

- 1) 評価の方法 標準地比準方式
- 2) 清算の方法 増価額比例地積清算方式

3. 土地改良法第88条第18項において準用する同法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認にかかる地積

(単位：ha)

区分 用途	機能交換に係る土地					一般 国有地	合計
	国有地	県有地	市有地	その他	計		
道路	—	—	(0.4) 0.4	—	(0.4) 0.4	—	(0.4) 0.4
水路	—	—	(0.5) 0.6	—	(0.5) 0.6	—	(0.5) 0.6
その他	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	(0.9) 1.0	—	(0.9) 1.0	—	(0.9) 1.0

※表中の面積は、登記簿面積（登記簿面積のないものは公図から算出した面積）

4. 換地処分の特則

土地改良法第89条の2第10項において準用する同法第54条第2項但し書の規定により、換地計画に係る地域の全部について区画変更工事が完了し、確定測量が行われたときは、全工事が完了する以前においても換地処分をすることが出来る。

第6章 費用の概算

(単位：千円)

事業費	整地工	(51,000) 54,000
	道路工	(63,000) 65,000
	用水路工	(39,000) 40,000
	排水路工	(46,000) 49,000
	暗渠排水路工	(16,000) 16,000
	補償費	(5,000) 5,000
	測量試験費	(18,000) 24,000
	換地費	(27,000) 36,000
小計		(265,000) 289,000
	工事雑費	(5,000) 6,000
	事務費	(13,000) 14,000
合計		(283,000) 309,000

第7章 効用

(単位：千円)

区分	年効果額	年間増加所得額
食料の安定供給の確保に関する効果	(14, 886) 15, 848	(13, 527) 13, 858
農業の持続的発展に関する効果	—	—
農村の振興に関する効果	(197) 48	—
多面的機能の発展に関する効果	—	—
その他の効果	(691) 735	—
計	(15, 774) 16, 631	(13, 527) 13, 858

(単位：千円)

区分	数値
総費用	(247, 922) 263, 184
総便益	(290, 407) 306, 455
総費用総便益比	(1. 17) 1. 16
総所得償還率	—
増加所得償還率	—

第8章 地域を数区に分けた場合にはその旨と理由

該当なし

第9章 他の事業との関係

該当なし

第10章 計画概要図

別添のとおり

県営土地改良事業
(農地中間管理機構関連農地整備事業 柄石地区)における
事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定

(単位：千円)

	事業費	事務費(工雑含む)	計
国庫負担	62.5%	—	
	(165,625)		(165,625)
	180,625	—	180,625
県費負担	27.5%	100.0%	
	(72,875)	(18,000)	(90,875)
	79,475	20,000	99,475
市町村負担	10.0%	—	
	(26,500)		(26,500)
	28,900	—	28,900
地元負担	—	—	
	—	—	—
	—	—	—
計	(265,000)	(18,000)	(283,000)
	289,000	20,000	309,000

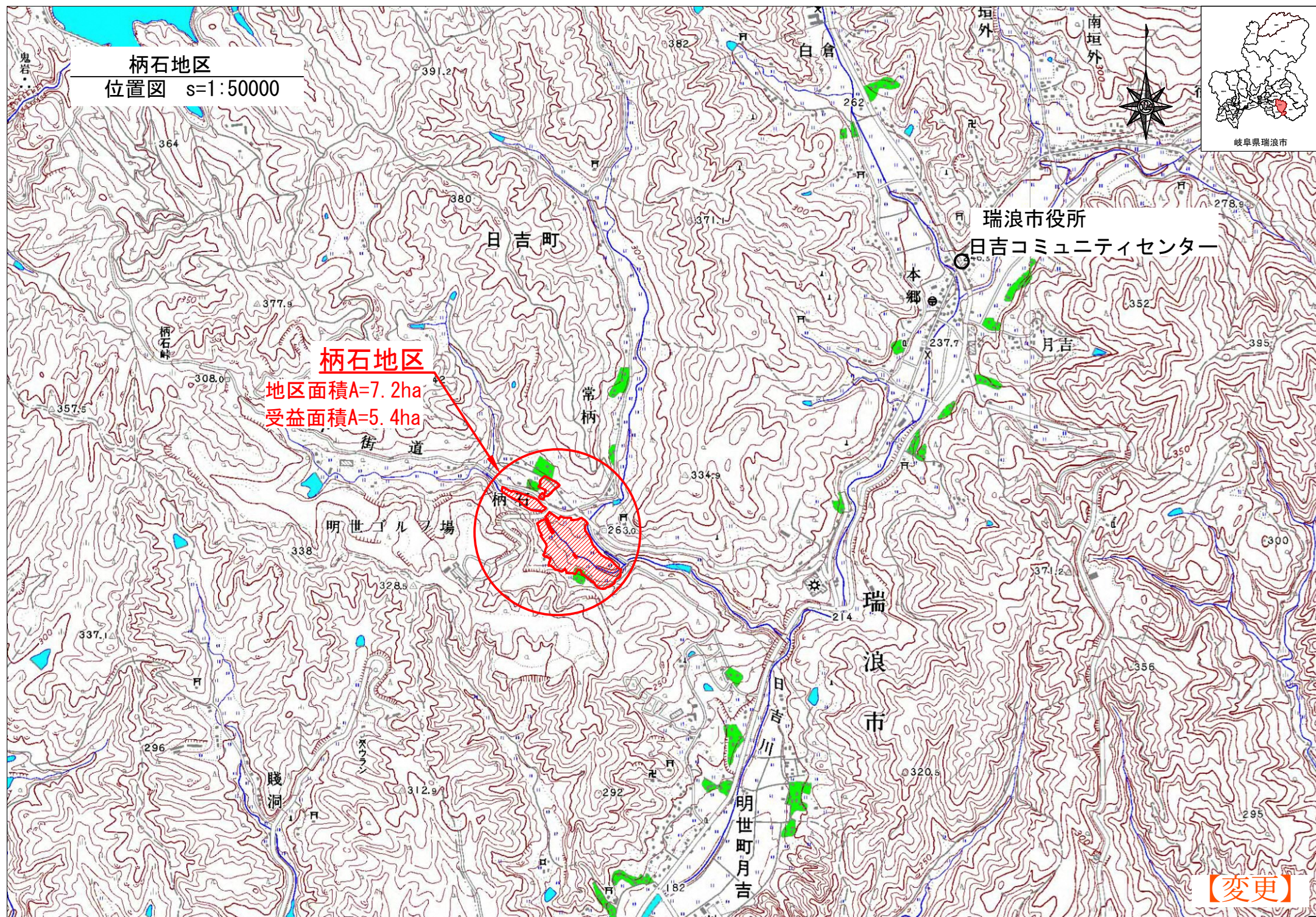
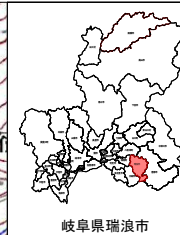
2 土地改良法第91条第6項の規定による市町村負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の瑞浪市は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定により、当該市町村が負担する負担金を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年岐阜県条例第4号）に従い、岐阜県に対し納入する。

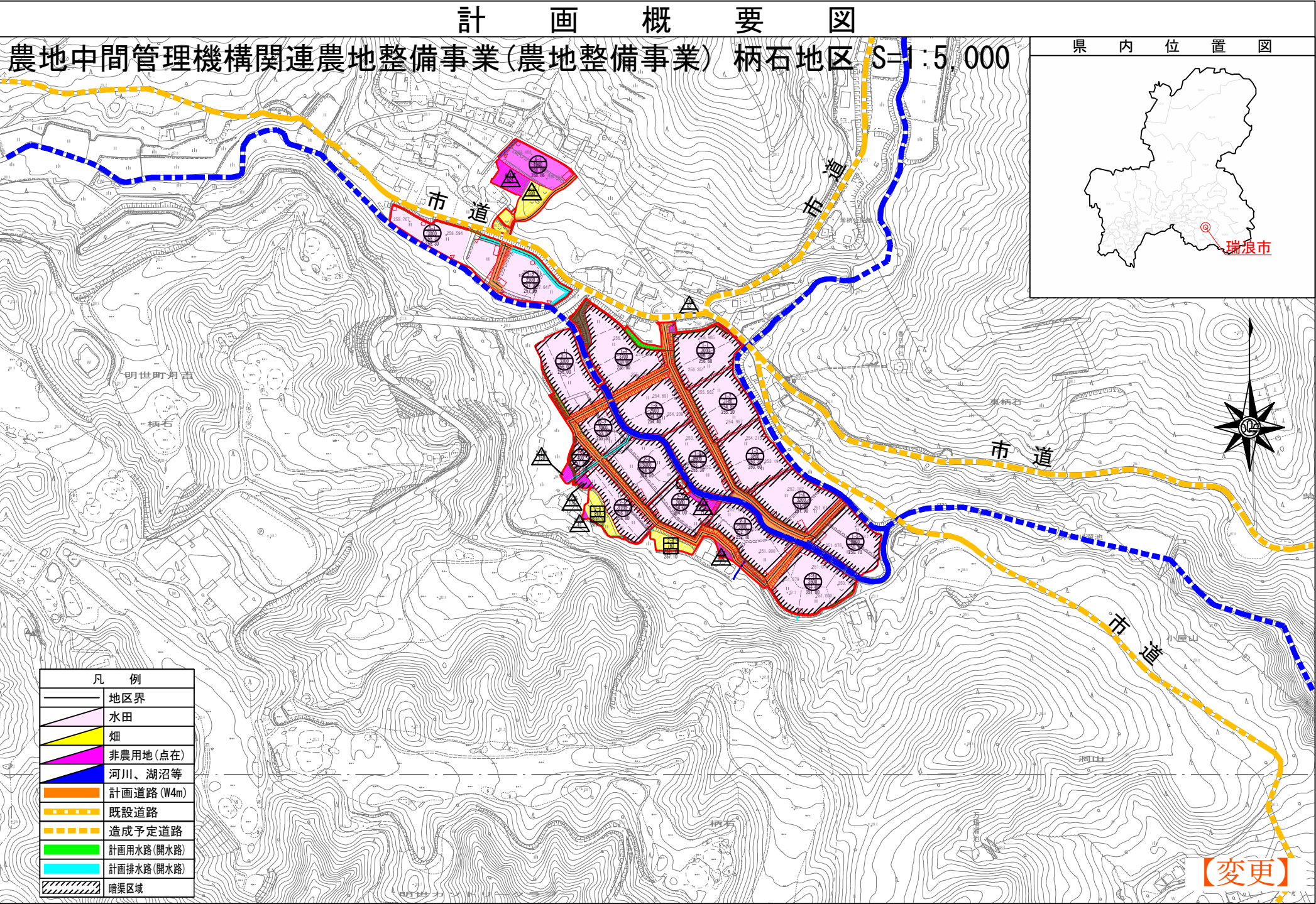
3 特別徴収金に関する事項

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者、若しくは、農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者は、法第88条第18項において準用する法第87条第5項の規定による当該事業に係る土地改良事業計画を定めた旨の公告があった日から、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合、当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）又は当該土地についての農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をした場合には、法第91条の2第6項の規定により特別徴収金を徴収することがある。

柄石地区
位置図 s=1:50000



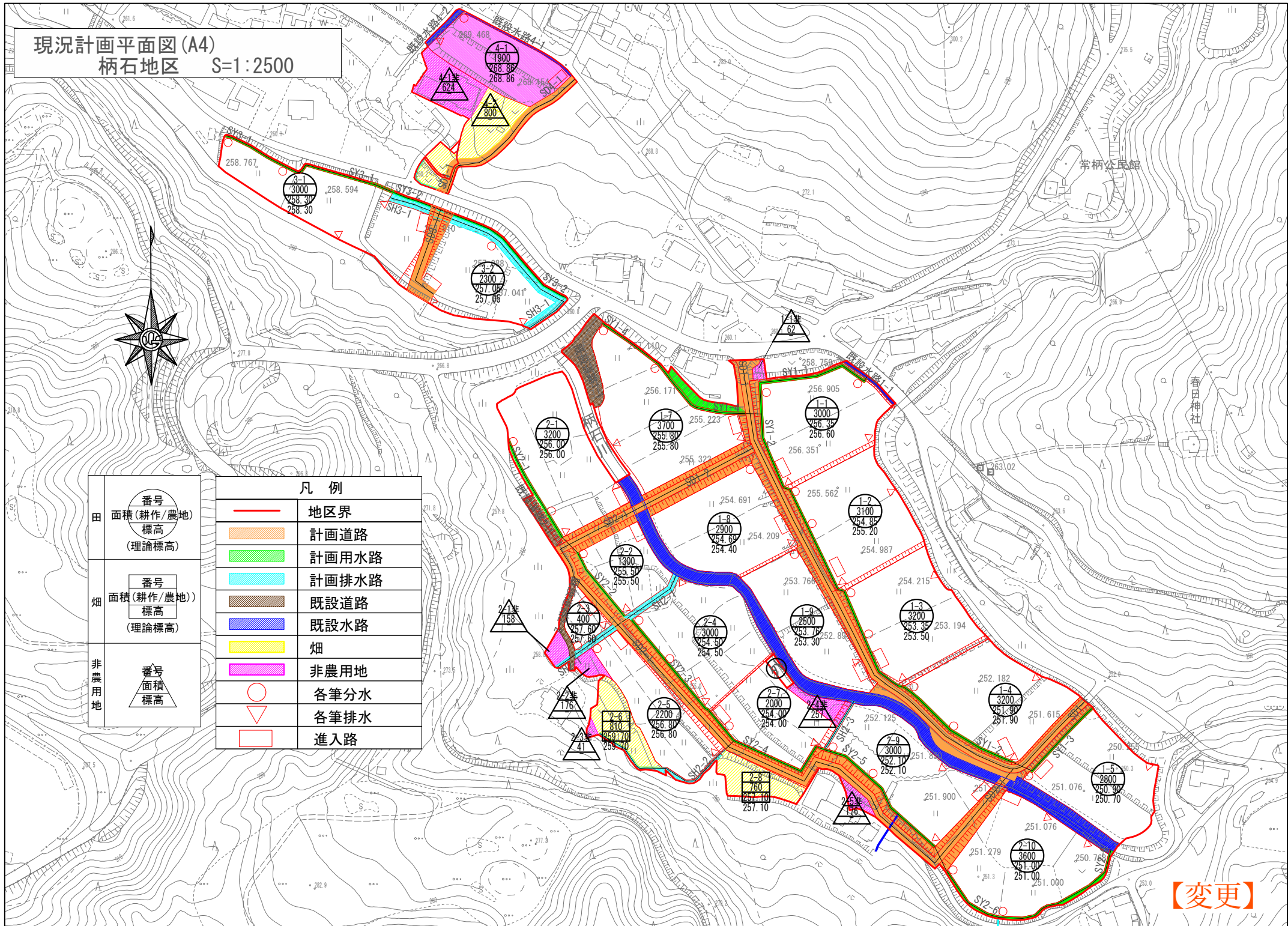
【変更】



現況計画平面図 (A4)
柄石地区 S=1:2500



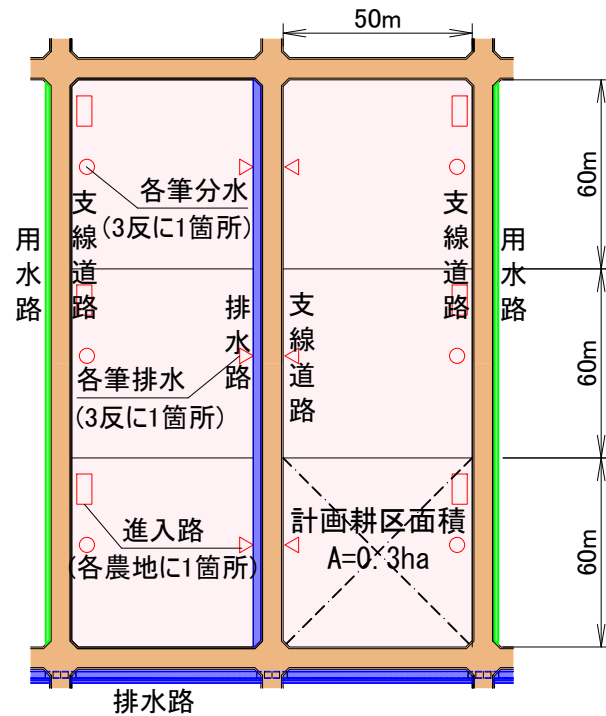
田	<div>番号 面積(耕作/農地) 標高 (理論標高)</div>	凡 例		地区界
	畑			計画道路
				計画用水路
			計画排水路	
非農用地			既設道路	
			既設水路	
			畑	
	非農用地			
	各筆分水			
	各筆排水			
	進入路			



【変更】

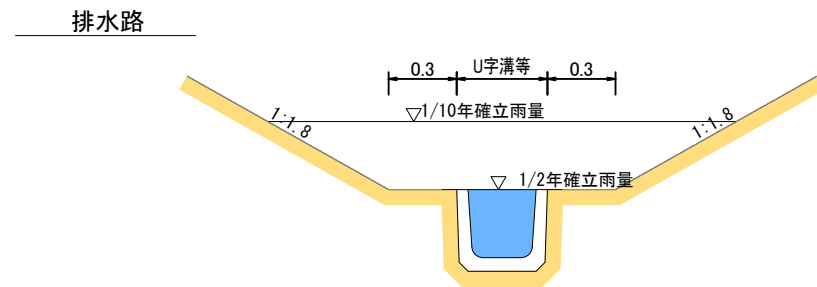
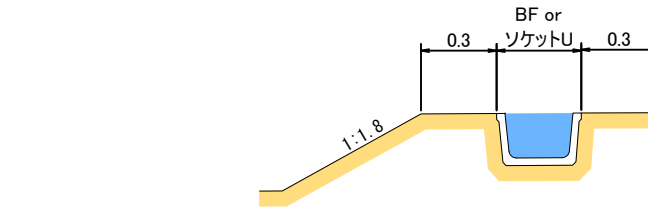
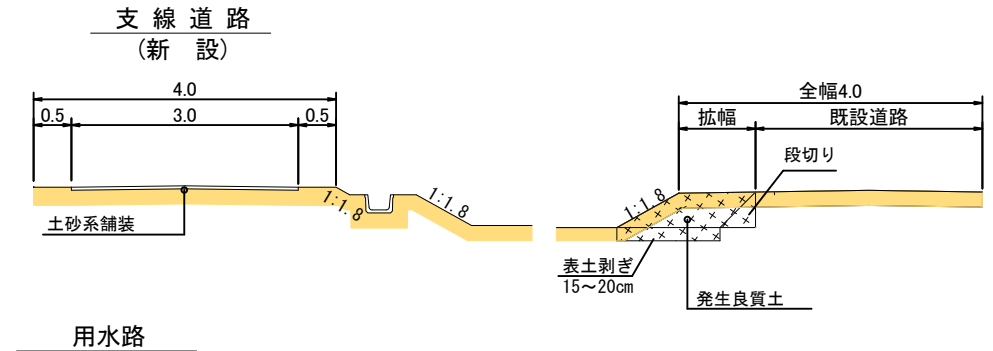
標準構造図

標準区画割図

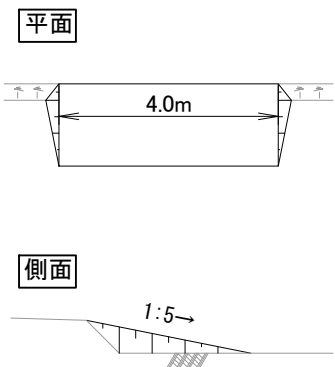


標準断面図

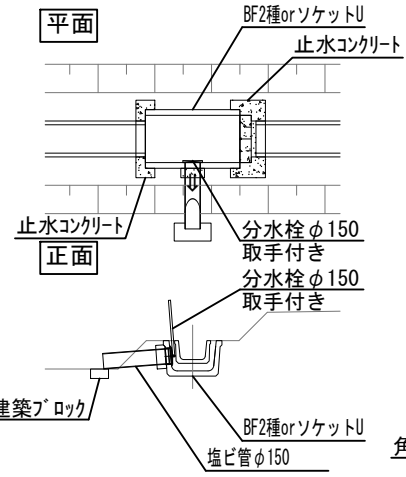
単位:m



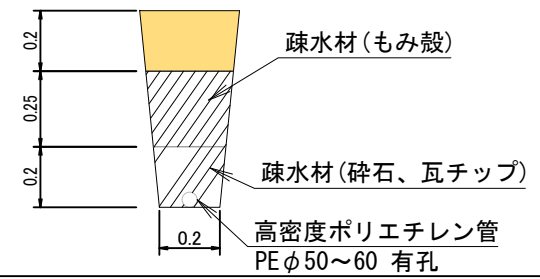
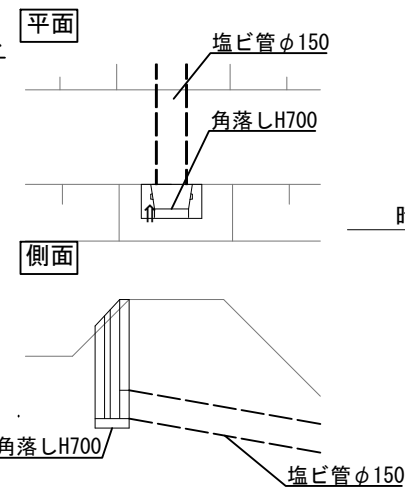
進入路工標準図



各筆分水土標準図



各筆排水工標準図



【変更】